

## 「王朝国家」から「官僚制国家」へ —ブルデュー社会学における国家生成の一モデル—

小松田 儀 貞

### はじめに

国家とは何か。これまでさまざまな観点から数多くの論者が取り組んできた、この常に古くて新しい問いに、主権国家の枠組みを越えた諸勢力が世界中を駆け巡る経済的、政治的な「グローバル化」、また強力な諸権力の総体とでも言うべき「帝国」の出現さえ語られる今日<sup>1)</sup>、われわれはどのように答える=応えることができるだろうか。「権力と象徴的支配の社会学」を構築してきたピエール・ブルデュー（1930—2002）の議論のなかにこの問い合わせへの答え——その手がかりにすぎないまでも——を探ること、それが本稿の課題である。

ピエール・ブルデューは、『国家貴族』（1989年）<sup>2)</sup>を始めとして1980年代後半から90年代さらにその没年直前まで、国家を主題とする、あるいは間接的に言及するいくつかの論著を発表している。それらの著作がその同時代社会——もちろんとりわけフランス社会——に対するアクチュアルな問題関心を背景にしていたことは言うまでもないが、それのみならず歴史研究の視角を取り込みながら国家形成の原理、つまり「国家なるもの」の根本的な存在理由——まさに「国家理性」——の解明を通してそのリアリティを浮かび上がらせようという意図を持っていることを読み取ることができる。彼が近代国家形成の問題に直接的に焦点を当てている論考として、特に「国家精神——官僚制場の生成と諸構造」（1993年）、「王の家から国家理性へ——官僚制場生成の一モデル」（1997年）、また国家研究の方向性を綱領的に示したものという

点で多少性格は違うが「国家の科学について」（2000年）<sup>3)</sup>が挙げられるだろう。これらの論考は、直接、現代国家を対象とするものではないが、歴史的文脈を押さえながら、官僚制を中心とした諸権力の交錯と集積の場として近代国家を描きその形成の原理を問うという歴史社会学的研究の色彩の強いものであり、そこにブルデューの国家把握が比較的端的に示されていると言ってよい。これらのなかで彼は、絶対王政期のフランスの事例を中心にヨーロッパ諸国家および諸権力、さらに中国などヨーロッパ以外の地域にも言及しながら、「場」や「資本」、「再生産戦略」などの彼独自の概念を駆使して国家の生成について論じている。

マックス・ヴェーバーを始め、過去の社会科学の大家たちが取り組んできた国家という問題（群）は、ブルデュー社会学の要諦である「象徴権力」論<sup>4)</sup>のいわば集約点=結節点につながるものでもある。本稿では、さしあたり上記の諸論考に——限定的にではあるが——拠りながら、ブルデューの国家論を眺望する手がかりを探ることにしたい。

### 1 国家への視角——「官僚制場」としての國家

ブルデューは「国家精神——官僚制場の生成と諸構造」<sup>5)</sup>において、単に国家の形態的把握を試みるのではなく、その歴史的形成過程に关心を払いながら、国家の生成（起源と発展）について論じている。彼はそこで国家生成の一つのモデルを提示している。

ブルデューは「国家は、物理力あるいは強制手段の資本（軍隊、警察）、経済資本、文化資本あるいは情報資本、象徴資本など、さまざまな種の資本の集中化過程の帰結」<sup>6)</sup>であるとし、国家はそれら諸資本に対して優位な位置を占めるメタ資本の保有者として描かれる。こうして国家に特有の資本、「国家資本」が出現し、その支配をめぐる闘争の場である「ゲーム空間」が形成される。これをブルデューは「権力場」(champ du pouvoir)と呼んでいる<sup>7)</sup>。しかしながら、ブルデューが『国家貴族』等の著作で既に示していたように、彼の国家把握の中核にあるのは、何より「官僚制場」(champ bureaucratique)である。ブルデューにとって、この官僚制場の形成と展開を追うことが、いわば近代国家形成の論理を探る方法であり手段となる。以下、主に「王の家から国家理性へ——官僚制場生成の一モデル」<sup>8)</sup>に拠りながら、彼の議論の道筋を追っていくことにしよう。

## 2 近代国家の起源としての「王朝国家」

ブルデューは近代以前にまで遡行して、近代国家生成の論理を探ろうとする。近代国家のいわば起源を、王族支配による国家経営という形態である「王朝国家」(État dynastique)に求めるのである。その意図はどこにあるのだろうか。

彼は、近代国家の問題性に迫るさいの歴史的視角の重要性に触れて、前掲論文の冒頭、同論考の意図について次のように述べている<sup>9)</sup>。

この研究の意図は国家の生成を問い合わせることで、国家によって形作られる諸精神つまり国家精神、そして国家の諸構造間の協和的関係と結びついた証拠が隠蔽しようとする国家理性特有の諸性格をそこから導き出すことである。そのため、国家出現の諸要因を問い合わせすことよりも、国家が王朝家系の形態を取り、次いで官僚制的な形態を取るというその歴史的現実がいかにして現れてくるか、その歴史的過程の論理を問い合わせることが重要であり、そしてまた一種の系譜学的物語において、官僚制的論理に従いながら官僚制場の自律化の過程を記述することよ

りも、この過程のモデルを構築することの方が重要なのである。つまりより正確に言えば、王朝国家から官僚制国家への移行のモデルを構築すること、王の家に還元される国家から公共的財の正当な操作の独占を志向する諸力の場であり闘争の場として構成される国家への移行モデルを構築することの方が重要なのである<sup>10)</sup>。

[強調原文] □ 内は筆者の補足（以下同じ）。

一般的に、「近代的国民国家」を研究対象にしようとするとき、それに先行する「王朝国家」は——例えば「革命」や社会変革が社会、国家を別のものに変える、という前提に立つかぎり——それと断絶したものとして考えられるだろう<sup>11)</sup>。しかしながらブルデューは、ここに連続性（発展の筋道）を見ることの意義を強調する。王朝国家と近代国家とを単純に同一視するのではもちろんない。近代国家の生成について考察するさい、この連続性を見据えた上で、断絶についても明確化することに意味があるのである<sup>12)</sup>。ブルデューは、一般的には典型的な君主制国家として認識されている17世紀前後のフランスの事例を中心に、ヨーロッパの諸王家、諸国家の事例に言及しながら以下の議論を進めている。多少敷衍しながら論旨を追うことにしておこう。

まず、王朝国家の特殊性（特質）を確認しておく必要があるだろう。王朝国家は、何より王という「家長」(chef de maison)がその主要な役割を演じる「家」(maison)の論理に基づいている。家は「根源的な経済的社会的構造」であり、「資本の始原的蓄積」はこの論理に従うが、家長としての王は（土地や財貨などの）資産=家産を用いて、それを（結婚などの手段を通じて）維持あるいは拡大する「再生産戦略システム」の重要な担い手ということになる。（「王の家」(maison de roi)はいわば始原的資本蓄積を終えた発展した経済的社会的行為体であり、資産=家産と象徴資本（名誉）の融合の具現化と言える）。王あるいは王家は国家を行政機関としてあるいは領土として構築しようとするわけだが、この過程は国家そのものが「家の論理」を離れていく過程でもある。ここに既にして近代国家の問題性が顔を見せている。つ

まり、「王朝国家の両義性」は近代国家の両義性といわば通底するのである<sup>13)</sup>。

### 3 「王朝国家」に内在する諸矛盾

「王朝国家の両義性」とは、国家が家の論理に基づきながらそれと対立する力あるいは作用をそれ自体が内在しているということである。

資本の始原的蓄積はある何らかの人格の利益になるように働く。生まれつつある官僚制国家（またそれと結びついた、管理様式、学校的、官僚制的再生産の様式）は、管理と資産の再生産の様式に従属し続ける何らかの「家」の人格的特性であり続けているのである。王は私的諸権力を剥奪するが、そのことはある何らかの私的権力の利益になっている。王は官僚制の中に（功績と能力に依拠することで）確立する（王自身も確立されているのだが）ものと背反する家族的再生産の一様式を、その王朝において永続させるのである。王は、さまざまな権力、特に経済的、象徴的な権力を集中化し、「人格的」愛着の諸形態を生み出す固有の「人格的」諸形態（「施し〔気前よさ〕」）で再分配する。実にさまざまな矛盾が王朝国家の転換のなかで大きな役割を演じているのだが、それらを「歴史家たちが」「合理化」の多くの諸要因として考慮しないことはよくある（国家間の抗争などがある）。これは、権力の集中と合理化を押し付ける国際的な戦争であり、権力の集中を要請する戦争を行なうための権力の必要による自己維持的過程である。あるいはまた中央権力と地方諸権力の抗争もそうであろう<sup>14)</sup>。

人格化された諸権力は、それと対立する非人格的な諸権力に依存せざるをえない。しかしながらそこには依存関係に基づくゆえのさまざまな矛盾が生じてしまう。両者は、現実の支配を貫徹する上で、互いを明確に区別して排除し合う関係を持てないのである。こうして「家庭と政治、また王の家と国家理性とを一緒にしてしまう政府システムのさまざまな両義性は、逆説的なことに、紛れもなくそれらが生む諸矛盾に発する官僚制強化の主要な原理の一つとなる」<sup>15)</sup>のである。

王と王の家はまたその統治基盤を強固にする

ため、法の合理性を利用する。「法の原理は、王家の人格を超えた主権の原理としての王位（la couronne）という典型的に王族的な概念についての省察に支えられていた」<sup>16)</sup>。14世紀以降この思考様式は、王位概念の抽象化に寄与することになる。これはやがて王個人から独立した自律的審級、権力機構の形成を準備する要素となるのである。

王は、権力の中心にある存在として、周囲の有力者——例えば親族、具体的には兄弟、また大臣を務める者のような有能な家臣といった存在を利用した牽制する必要がある。しかしここに大きな困難が存在するのである。王朝国家の主要な矛盾の源は、結局二つの再生産様式の間の抗争にある。つまり、王の家の（あるいは「家」の）再生産の原理である世襲という相続制度と「血と出生のイデオロギー」に基づく再生産様式と、官僚制的な再生産の原理である「能力と功績」に基づく再生産様式の二つである<sup>17)</sup>。しかしこの二つの様式は、明らかに対立する原理に基づいているのである。王朝国家は、この矛盾を抱えながら自己の維持を図るほかない。

### 4 「王朝国家」から「官僚制国家」へ

統治システムの発展は、行政機構の近代的合理化と切り離せない。領土の保持拡大、軍の整備、徴税など増大する統治業務の実施や調整にはそれにふさわしい能力を持つ人材が必要になる。王族とその周囲の人材の中からだけこうした人びとを調達することは不可能である。なかでも法に関する専門家は近代国家形成期に求められた人材の典型だった。またこうした機構そのものも拡大する。組織機構の維持と拡充という要請は、既存の統治秩序に変化を余儀なくさせる。こうして、官僚制的な再生産様式は、家の論理に基づく再生産様式をやがて浸食していくことになる。「王朝国家から官僚制国家への移行は、新興貴族である国家貴族（法服貴族（noblesse de robe））が旧貴族である血統貴族を追い立てる動きと切り離し」<sup>18)</sup>て考えることはできないのである。しかし、この事態は直進的に進行するのではない。この動きは「旧態的

な」再生産様式を駆逐し排除してしまったわけではないのである。

王朝国家は、官僚制や非人格性を伴うものであるにもかかわらず、なお王の人格を志向する。王朝国家は、さまざまな種の資本、さまざまな形態の物質的象徴的権力ないし資源（金銭、名誉、資格、免罪符、特權）を王の手元に集中させることで、選択的再配分を通して、依存関係（クライアント〔お得意先〕）の、いや人格的承認の定立ないし維持とその権力の維持ができるのである<sup>19)</sup>。[強調原文]

王朝国家は、この両義的な（曖昧な！）統治システムをその存在基盤に取り込むことで自己維持を可能にしていたのである。「公的な事柄」（=公共性）（chose public）を国家の責務として押し出しながら、そこには各々固有の自己利益を求めているさまざまな私的権力をコントロールする装置が組み込まれている。ブルデューは、いくつかの歴史研究のなかから事例を挙げて、構造的な政治腐敗の問題について言及し、王朝国家（宮廷政治）が「公的な資源の私的な流用」（強調原文）を作り出し、それによってむしろ統治が支えられていたことを指摘している<sup>20)</sup>。

公と私を区別すること、これは権力の基盤を強化する重要な機能にはかならない。王朝国家はこの恣意的な権力の働きを巧妙に用いていたのである。ここに王朝国家と近代国家との切断を見ようすることは不自然ではないだろう。公的権力と私的権力の区別を明確にすることが、封建的制度、王朝国家と近代的な政治権力の差異を微付けるものであると考えられていることは言うまでもない<sup>21)</sup>。

より一般的に言えば、「脱封建制化」（déféodalisation）の過程は（親族の）「自然な」結びつきからの、「自然的」再生産諸過程つまり、家庭内部的でない審級である王室権力、官僚制、学校機関等によっては媒介されない諸過程からの切断を含意する。国家は本質的に反自然（antiphysis）なのである。国家は（貴族、相続人、裁判官等を）制定し、指名し、制度、国家構成、法そして自然（phusei）に対立する

（制度以前の（ex instituto））秩序（nomos）と強く結ばれている。また国家は、そこにもっぱら向けられる忠誠が打ち立てられることになって、またそのことを通してその確立を見ることになるのだが、この忠誠は民族、特権階級、家族等に対するあらゆる根源的な忠誠心との断絶を必要とする。こうしたことを通して、国家は家族特有の論理——論理は全く恣意的なのに、社会制度について見れば極めて「自然な」あるいは自然に見える（血のつながりなどがそうだが）ものなのだが——と対立することになるのである<sup>22)</sup>。[強調原文]

実際、国家の脱封建制化は、学校教育という制度（それなりに私的権力から自立したと考えられる機関）に重要な場を与えることを通じて進行した。ヨーロッパでは、12世紀に登場した大学が14世紀には君主たちの力添えもあって各地で広がっていく。大学は教会との関係の深いものもそうでないものもあったが、いずれにせよ国家への奉仕者を養成する機関としてその役割を強めることとなった。自家や生地を離れ勉学修養を通して学識見識を高めた各地の貴族の子弟たちは、それまでとは違った選択肢を持ちえたのだろう。こうしたなかで公権力による業績主義的・能力主義的原理に基づく職務の「任命」（nomination）がそれまでの世襲に取って代わっていく。ヨーロッパにおいてこの過程は、結果として貴族の「聖職者化」をもたらしたのである<sup>23)</sup>。

学校教育の制度化は公的権力と私的権力の間の関係を大きく変えることになった。官僚制国家の形成は、この過程の進行と切り離して考えることはできない。実際、clercと呼ばれた人々の存在はこの過程の意義を際立たせる。当初、「聖職者」、特に叙階以前の「神学生」を意味し、公証人や執達吏などの「見習い」「書生」を指すものとして用いられた言葉である。これは後に、知識人やインテリをも指示する語となるが、この語で呼ばれる人々は、国家の事務職員としてその重要な扱い手となっていく。彼らの評価の高まり、社会的上昇はまさに国家の出現と相伴っているのである。「…彼らを作り出す国家を彼らが作る、つまり彼らは国家を作ることに

よって自己形成しているのである」<sup>24)</sup>。(公) 権力の合理化に貢献した彼らのなかに、近代官僚制とその担い手に共通するさまざまな特徴を見出すことができるだろう<sup>25)</sup>。

## 5 「闘争の場」としての国家——結びにかえて

近代官僚制は、政治、経済などの諸領域からの独立（すなわち影響関係の排除）、公共性の論理の貫徹といった基本的な性格を持つ。これらの性格を持った行政機構が現実に形成されるためには、さまざまないわば「発明」が必要だった。署名、印章、証明書等、現代の行政官庁でも馴染み深いアイテムである。一つ一つは些細なものであっても、個々の状況や場面でそれらは有効に働き、それらを通して、巨大な権力の行使が現実化していく。「非人格的権力」(pouvoir impersonnel) がこうして確立することになるのである<sup>26)</sup>。

王朝の権威（王のみならずその兄弟を含む王族の権威）と官僚制的権威は次第に分離していく。これは諸権力の分離を通して、つまり「権威の委任と責任の連鎖の延長を通して」具体的に進行した。この過程こそ「人格的権力から官僚制的権力へ」の移行の過程にほかならない<sup>27)</sup>。しかし、この一般的な規定にブルデューは満足せず、さらに今一度、王朝原理と法の原理の間の長期的な移行過程の分析の必要性を強調している<sup>28)</sup>。

官僚制の場の形成の過程は、単に権力行使機構の確立を意味するものではなく、「公事」あるいは「公共性」という一見明白で脱利害的な、実は利害に満ちしかも曖昧模糊とした理念に依存した権力構造の形成過程でもあった。（ブルデューはこの論考の最後に「公共資本」(capital public) という複雑なる利害を抽象化した概念とでも言うべきものを示している<sup>29)</sup>。そのように示すにとどまっているとも言えるが）。ブルデューは、断定的な結論を提示せず、王朝国家と同様の両義性が官僚制国家においてもなお問題になることを示唆しているように見える。國家の「闘争の場」としての性格は通歴史的に認めうるものなのだろうか。「国家の両義性」の

問題に関しては、「権力の場」との関連を視野に入れながら、改めて吟味し考察を重ねていく必要があるだろう。

## 註

- 1) 周知の通り、「グローバル化」や「帝国」というトピックについては、時論的、理論的なさまざまな議論が近年は発表されている。その大部分に共通するのは国民国家としての近代国家の「危機」あるいは「限界」を問題化している点であろう。限定的だがこれに関連する筆者の議論としては小松田2005参照。
- 2) Bourdieu 1989.
- 3) 各論考の書誌の詳細については、本稿末尾の参考文献を参照されたい。これらには講演、講義録のトランスクリプションも含まれている。
- 4) Bourdieu 1977. この論考は、ブルデューの社会学の理論的枠組みを綱領的構想的に示したものと言える。
- 5) Bourdieu 1993.
- 6) ibid,p.51.
- 7) ibid,pp.51-52. なお、基本的に「位置（関係）のシステム」として示されている「場」(champ, field) の概念についての筆者の把握については、小松田2004参照。
- 8) Bourdieu 1997.
- 9) 特に一国史や限定された領域の制度史（法制史、政治史、軍事史等）の思考様式を超えた近年の学際的、文化横断的研究への関心の高さがブルデューの議論からうかがえる。国家をテーマとした研究集会の所産「国家の科学について」(Bourdieu, Christin, Will 2000) は特に、彼が構想していた国家研究——ブルデュー個人のというよりむしろ国際主義的、学際的な共同研究としてのそれ——の図像が提示されたものとして読むことができる。同論考の筆者としてそこに名を連ねるブルデューの他の二名はそれぞれ歴史学者、中国学者である。
- 10) Bourdieu 1997,op.cit.,p.55.
- 11) こうした点、いわゆる「連続説」と「断絶説」については、二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(二宮 1995,pp.158-221) を参照。
- 12) Bourdieu 1997,op.cit.,p.55.
- 13) ibid,p.56.
- 14) ibid,p.58.
- 15) ibid,p.59.

## 文 献

- 16) ibid,p.59.
- 17) ibid,p.61.
- 18) ibid,p.61. 「法服貴族」は、M・ヴェーバーにおいては「職業政治家」の第5のカテゴリである「大学で学んだ法律家」として分類されている。(ヴェーバー 1980,pp.37-8)
- 19) ibid,p.62.
- 20) ibid,p.62.
- 21) ibid,p.63. ブルデューはM・ヴェーバーの同様の指摘を参考しながら「政治手段の集中は、私的権力の公的な収容を伴う」(ibid,p.63)と述べている。
- 22) ibid,p.64.
- 23) ibid,p.64.
- 24) ibid,p.64.
- 25) ibid,p.65. その中心にあるのはこれら国家官僚の法に関する知識と運用能力である。
- 26) ibid,p.66.
- 27) ibid,p.66.
- 28) ibid,p.68.
- 29) ibid,p.67.

- Bourdieu,P. "Sur le pouvoir symbolique," *Annales*,32/3,1977,pp.405-411.
- , *La Noblesse d' État. Grandes écoles et esprit de corps*. Les Éditions de Minuit, 1989.
- , "Esprits d' État. Genèse et structure du champ bureaucratique," *Actes de la recherche en sciences sociales* 96-97, 1993,pp.49-62.  
(Bourdieu,P. *Raisons pratiques. Sur la théorie de l'action*, Seuil, 1994,pp.99-133.)
- , "De la maison du roi à la raison d'État: un modèle de la genèse du champ bureaucratique," *Actes de la recherche en sciences sociales* 118,1997,pp.55-68.
- Bourdieu,P., Christin,O. et Will,P.-E., "Sur la science de l'État," *Actes de la recherche en sciences sociales* 133, 2000,pp.3-11.
- ヴェーバー,M., 『職業としての政治』岩波書店、1980年(=1919年)
- 小松田儀貞, 「ブルデュー社会学における「場」概念についての一考察」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第5号、2004年、77~83ページ
- , 「「普遍的なもの」の帝国主義」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第6号、2005年、29~36ページ
- 二宮宏之, 『全体を見る眼と歴史家たち』平凡社、1995年